

随意契約理由書

1 案件名称

令和7年度 中学校用教科書及び教科書教師用指導書 買入

2 契約の相手方

大阪教科書株式会社

3 随意契約理由

検定済教科書及びこれに基づき発行される指導書については、各教科書発行会社との契約により、大阪教科書株式会社が大阪府内の各学校における唯一の特約供給所となっており、総合教育センターへの供給に際しても同様の取扱いのため。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪市総合教育センター 管理担当

(電話番号 06-6718-7230)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立学校乾式電子複写機（東部）借入（単価契約）（再リース）

2 契約の相手方

リコージャパン株式会社 関西MA事業部 官公庁・文教営業部

3 随意契約理由

本機器は、教専第 743 号「大阪市立学校乾式電子複写機（東部）長期借入（単価契約）」として、令和 2 年 7 月 1 日から令和 7 年 6 月 30 日まで借入契約を行っていた。

本契約で配備している複写機については、当初の計画では、令和 7 年 6 月 30 日までに更新を予定していたが、令和 6 年 9 月の大阪市総合教育会議において、プリンタ環境の改善など、学校の ICT 環境の改善について検討する必要性が生じたため、学校現場のプリンタ環境の把握と、教育現場の実情に適した環境を整備するには、一定の検討期間が必要となるため、発注計画を見直すこととなった。

検討する内容としては、機器の仕様や発注単位だけでなく、契約手法を含めた総合的かつ多角的な観点で、学校全体の印刷環境を最適化する方法について検討を行っていくため、検討に要する必要最低限の期間である令和 7 年度末までは、現行機器を引き続き使用する必要性が生じた。

本機器については、学校現場において教育活動を行う上で必要不可欠であり、令和 8 年 3 月 31 日まで使用状況に耐え、現行機器の賃貸契約を継続することで経費の抑制を図ることができることから、上記業者と令和 7 年 7 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間、随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

教育委員会事務局 学校運営支援センター 学務担当
(電話番号 06-6115-7922)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立学校乾式電子複写機（西部）借入（単価契約）（再リース）

2 契約の相手方

コニカミノルタジャパン株式会社

3 随意契約理由

本機器は、教専第 745 号「大阪市立学校乾式電子複写機（西部）長期借入（単価契約）」として、令和 3 年 11 月 12 日から令和 7 年 6 月 30 日まで借入契約を行っていた。

本契約で配備している複写機については、当初の計画では、令和 7 年 6 月 30 日までに更新を予定していたが、令和 6 年 9 月の大阪市総合教育会議において、プリンタ環境の改善など、学校の I C T 環境の改善について検討する必要性が生じたため、学校現場のプリンタ環境の把握と、教育現場の実情に適した環境を整備するには、一定の検討期間が必要となるため、発注計画を見直すこととなった。

検討する内容としては、機器の仕様や発注単位だけでなく、契約手法を含めた総合的かつ多角的な観点で、学校全体の印刷環境を最適化する方法について検討を行っていくため、検討に要する必要最低限の期間である令和 7 年度末までは、現行機器を引き続き使用する必要性が生じた。

本機器については、学校現場において教育活動を行う上で必要不可欠であり、令和 8 年 3 月 31 日まで使用状況に耐え、現行機器の賃貸契約を継続することで経費の抑制を図ることができることから、上記業者と令和 7 年 7 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間、随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

教育委員会事務局 学校運営支援センター 学務担当
(電話番号 0 6 - 6 1 1 5 - 7 9 2 2)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立学校乾式電子複写機（南部）借入（単価契約）（再リース）

2 契約の相手方

リコージャパン株式会社 関西MA事業部 官公庁・文教営業部

3 随意契約理由

本機器は、教専第 741 号「大阪市立学校乾式電子複写機（南部）長期借入（単価契約）」として、令和 2 年 7 月 1 日から令和 7 年 6 月 30 日まで借入契約を行っていた。

本契約で配備している複写機については、当初の計画では、令和 7 年 6 月 30 日までに更新を予定していたが、令和 6 年 9 月の大阪市総合教育会議において、プリンタ環境の改善など、学校の I C T 環境の改善について検討する必要性が生じたため、学校現場のプリンタ環境の把握と、教育現場の実情に適した環境を整備するには、一定の検討期間が必要となるため、発注計画を見直すこととなった。

検討する内容としては、機器の仕様や発注単位だけでなく、契約手法を含めた総合的かつ多角的な観点で、学校全体の印刷環境を最適化する方法について検討を行っていくため、検討に要する必要最低限の期間である令和 7 年度末までは、現行機器を引き続き使用する必要性が生じた。

本機器については、学校現場において教育活動を行う上で必要不可欠であり、令和 8 年 3 月 31 日まで使用状況に耐え、現行機器の賃貸契約を継続することで経費の抑制を図ることができることから、上記業者と令和 7 年 7 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間、随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

教育委員会事務局 学校運営支援センター 学務担当
(電話番号 0 6 - 6 1 1 5 - 7 9 2 2)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市立学校乾式電子複写機（北部）借入（単価契約）（再リース）

2 契約の相手方

シャープマーケティングジャパン株式会社

3 随意契約理由

本機器は、教専第 752 号「大阪市立学校乾式電子複写機（北部）長期借入（単価契約）」として、令和 2 年 7 月 1 日から令和 7 年 6 月 30 日まで借入契約を行っていた。

本契約で配備している複写機については、当初の計画では、令和 7 年 6 月 30 日までに更新を予定していたが、令和 6 年 9 月の大阪市総合教育会議において、プリンタ環境の改善など、学校の I C T 環境の改善について検討する必要性が生じたため、学校現場のプリンタ環境の把握と、教育現場の実情に適した環境を整備するには、一定の検討期間が必要となるため、発注計画を見直すこととなった。

検討する内容としては、機器の仕様や発注単位だけでなく、契約手法を含めた総合的かつ多角的な観点で、学校全体の印刷環境を最適化する方法について検討を行っていくため、検討に要する必要最低限の期間である令和 7 年度末までは、現行機器を引き続き使用する必要性が生じた。

本機器については、学校現場において教育活動を行う上で必要不可欠であり、令和 8 年 3 月 31 日まで使用状況に耐え、現行機器の賃貸契約を継続することで経費の抑制を図ることができることから、上記業者と令和 7 年 7 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間、随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

教育委員会事務局 学校運営支援センター 学務担当
(電話番号 0 6 - 6 1 1 5 - 7 9 2 2)